

第13期千葉県生涯学習審議会第1回会議・令和元年度
第2回千葉県社会教育委員会議事録

令和元年11月25日(月)
午後1時10分～午後3時
千葉県教育会館304会議室

出席委員(敬称略五十音順)

岡部 成行	重栖 聡司	久留島 浩	田中 美季
田村 悦智子	福田 正明	二村 好美	

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長		澤川 和宏
千葉県教育庁教育振興部長		大野 英彦
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長		古泉 弘志
千葉県教育庁教育振興部文化財課長		大森けい子
さわやかちば県民プラザ所長		内藤 正寿
千葉県立中央図書館長		榎本 隆二
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課副課長		根岸 浩和
主幹兼学校・家庭・地域連携室長		栗芝 博
主幹兼社会教育振興室長		田中 憲生
学校・家庭・地域連携室	副主幹	義道 俊文
同	主査	阿部 竜作
社会教育振興室	社会教育班社会教育主事兼班長	
		小泉 憲治
同	社会教育主事	添田 拓也
同	主査	垣屋 和利
同	主査	俵 大樹
同	社会教育施設班長	鈴木 哲夫
同	社会教育主事	二瓶 延行
同	社会教育主事	板谷 剛
同	社会教育主事	角田 智之
同	新県立図書館建設準備班長	奈良伸一郎
千葉県教育庁教育振興部文化財課		
主幹兼学芸振興室長		植野 英夫
学芸振興室	副主幹	乃一 哲久
さわやかちば県民プラザ	副主幹	川崎 裕幸
葛南教育事務所指導室	社会教育主事	橋本 哲史
東葛飾教育事務所指導室	社会教育主事	小倉 久宜

東上総教育事務所指導室
南房総教育事務所指導室

社会教育主事 阿部 雄一
社会教育主事 吉野 達也

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長（会長）及び副会長（副会長）の選出

5 議 事（1）県立青少年教育施設の再編について

【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長 議事(1)県立青少年教育施設の再編についてである。

これについては、昨年11月の諮問を受けて、今まで2回の会議で、かなり詳しいところまで踏み込んで審議をしていただいた。今回、委員の改選もあったということなので、この議事の説明に関しては、これまでの生涯学習審議会・社会教育委員会議における審議の経過を、まずお話ししていただいて、その後に示されている再編構想（案）について事務局から説明をいただき、皆さんの意見をいただきたい。

事務局 現在、県は県立青少年教育施設として、2つの青年の家と3つの少年自然の家を有している。青年の家は、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図ることを、また、少年自然の家は、団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図ることを目的としたもので、宿泊施設も持っており、学校やグループ、各種団体等による宿泊研修や日帰り研修に利用されるほか、さまざまな体験活動の場を提供することにより、青少年の健全育成に大きく寄与してきた。現在ある5施設は、いずれも指定管理者が運営している。

この青少年教育施設だが、平成28年7月に行政改革推進本部で決定した公の施設の見直し方針の中で「児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、県立5施設体制を見直すこととし、現指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定する」とされた。これを踏まえて、平成30年11月の生涯学習審議会に「県立青少年教育施設の再編について」を諮問させていただき、行政改革の視点や利用状況、施設の老朽化といった状況も踏まえて、30年11月と31年2月の2回にわたり意見を伺い、このたび構想

案がまとまったので、提示させていただくものである。

それでは、県立青少年教育施設の再編構想（案）について、A3の概要版を中心に説明させていただく。

先ほども申し上げたように、平成28年7月の公の施設の見直し方針において、現在の指定管理期間中、令和2年度ということになるが、その間に現在の5施設体制を見直すことが出された。これを受けて、現在の青少年教育施設の課題を洗い出したところ、利用者が減少していること、11月から3月の閑散期には利用が大きく減少すること、施設の老朽化、指定管理料の負担増、このような課題が浮かび上がってきた。これらの課題の背景には、少子化による年少人口の減少やインターネットやSNSの普及によるライフスタイルの変化、こういった社会的要因が考えられる。

このような現状と課題から、特色ある施設の創設、5施設から4施設への再構築、青少年教育の充実、県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化を意識した再構築が必須であり、青少年教育という本来の柱を充実させるために自然と触れ合える魅力ある体験の場の提供が必要であると捉えた。そこに地域の活性化や自然体験の機会の充実により、豊かな心と体を育むといったことも加味した。コンセプトとして、1つには、千葉県を代表する魅力的な自然を生かした施設を再構築すること、2つ目として、より充実した青少年教育を提供する施設とすること、3つ目として、施設の特色に合致した親しみやすい施設名称の検討をすること、これらをコンセプトとして、現在の5施設から4施設に機能を集約することを考えた。

現在の5施設から4施設に再構築するに当たり、自然と触れ合える魅力ある体験の場として、千葉県を代表する魅力的な自然を森、海、川、沼の4つとした。この4つの自然環境を活用した自然体験活動を提供することができる青少年教育施設へ再構築することとした。

1つ目の森については、千葉県南部に位置する房総丘陵は、千葉県においては最大の森林地帯であり、豊かな動植物が生息している。

次に、海であるが、千葉県の沖合には黒潮と親潮が流れており、変化に富んだ海岸線や海底の地形とがお互いに作用し合っているため、海洋生物の種類が多く、水産資源が豊富である。

次に、川であるが、千葉県内には多くの河川があるが、中でも千葉県と茨城県の境を雄大に流れている利根川は、日本を代表する大きな河川でもある。豊かな自然環境を誇る利根川には、上流から下流まで数多くの種類の魚や水生生物などが生息している。

最後に、沼である。千葉県には印旛沼と手賀沼がある。ともに利根川に近い県北部に位置している。これらの沼は水草が豊富で、多様な植物が環境に合わせてすみ分けをしている。

これらの魅力的な自然を生かし、森は森を活用した自然体験活動の充実

が、海はカヌーやシーカヤックを中心とした海洋体験プログラムの充実が、川はリバーカヤックやカヌーの体験活動プログラムの充実が、また、沼は沼を生かした自然体験活動プログラムの充実が考えられる。

これら4つの自然を周辺に持つ施設を、千葉県を代表する魅力的な自然を生かした施設として、5施設から4施設へ再構築していこうというものである。

具体的に言うと、そこに施設の名前を挙げているが、森は君津亀山少年自然の家、海は鴨川青年の家、川は水郷小見川少年自然の家、沼は手賀の丘少年自然の家である。名称も青少年自然の家に変更することとしたので、構想案の中では、それぞれ君津亀山青少年自然の家、鴨川青少年自然の家、水郷小見川青少年自然の家、手賀の丘青少年自然の家と変更してある。

現在、東金市にある東金青年の家についても、この4つの施設のような魅力的な自然はないかと考えたが、これらに並ぶような魅力的な自然環境があるかという非常に難しい状況である。

また、宿泊稼働率を見ると、東金青年の家は5つある青少年教育施設の中で最も低くなっている。東金青年の家の宿泊棟は14人、あるいは12人が2層になった1つの部屋の中に宿泊するというメゾネット式というものになっており、使いづらい面があるためか、敬遠されがちである。

利用団体を見ると、東金青年の家は地元の利用が多い傾向にある。地元利用が多いことは一概に否定されることではないが、県立の施設としては全県的な活用が望まれる。また、開設が昭和47年と、5施設の中で最も古くなっている。こういった課題があることから、東金青年の家を廃止し、現在の5施設から4施設へ再構築する案とした。

今、御説明してきた魅力的な自然を生かすことと併せて、4施設へ集約することで、機能の充実を図っていく。

1つには、県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化による機能充実がある。具体的にはボランティアの登録制度の導入である。これは4つの県立青少年教育施設でボランティア養成事業を実施し、希望者を登録し、4つの県立青少年教育施設のどこでも活動できるようにすることでボランティア活動の活性化を図るものである。

また、合同情報提供制度をつくることを考えている。これは各施設で体験できるアクティビティ集を作成し、県民にわかりやすく情報提供していこうというものである。加えて、県内にある市町村がもつ青少年教育施設、概要版の右のほうに千葉県地図を入れてあるが、その中の赤丸は市町村がもつ青少年教育施設である。こちらの内容も情報提供制度の中で記載し、県全体で活性化を図っていこうというものである。

充実させる機能の2つ目であるが、限られた財源の有効活用である。現

在、県立青少年教育施設5施設は、一番古い施設で設置後50年近くが経過しており、各施設とも施設を維持するために修繕が必要な状態となっている。施設を集約することにより修繕費用の負担の軽減が期待でき、限られた財源を有効活用し、安定した運営管理が可能となると考えている。また、財源を効果的に活用することにより指定管理者の関心や競争意識が高まり、指定管理者制度の充実度が上がっていくという効果も期待できると考えている。

3つ目は閑散期対策である。県立青少年教育施設は学校行事等の関係から、11月から3月までの利用が減っている。そこで閑散期対策として、民間事業者等の柔軟な発想、手法の活用による、従来の枠にとらわれない多様なサービスの提供を通じ、稼働率、収益の向上を目指すとともに、より充実した県立青少年教育施設の活用につながるような検討をしていく。

再編構想の概要については以上であるが、冊子の中の関連するデータについて幾つか紹介させていただきたい。

3ページには、県内の市町村が持つ宿泊設備を備えた青少年教育施設16カ所を示してある。4ページには、それぞれどこの市がどういう施設名で持っているかという一覧を載せてある。6ページには、県立の青少年教育施設の一覧も載せてある。一番多いときで9施設だったので、9施設を載せてあるが、黄色の部分については既に廃止になっているところである。黄色のついてないところが現在の5施設ということになる。その後のページには、利用者数の推移を数値、あるいはグラフで載せてある。

11ページをご覧いただきたい。利用者の性質別の利用状況ということで、県内、県外の利用者の割合だとか、下の段には市内、市外の利用団体の割合を載せてある。下のグラフを見ていただけるとわかると思うが、市内の利用団体の割合は、東金青年の家は68%と、5施設の中では最も多い数値になっている。次に13ページだが、各施設の宿泊稼働率を載せてある。

14ページ以降には、それを施設ごとにグラフで提示したものを載せてある。最後に、20ページをご覧いただきたい。維持管理経費の変遷ということで、指定管理になった平成20年度からの管理費を載せてある。令和元年度は5施設合計で約4億6,400万円となっている。

議 長

これまでのこの会議での審議を踏まえて、具体的に再編構想案として、東金青年の家を外して4施設とし、4つの魅力的な自然でいわゆる体験の場とすると、機能の充実の面で大きく3つの柱についての説明があった。構想案としてはA4であるが、資料2として細かいところの説明もあり、あるいは資料2のほうも、本日の再編構想案に沿って中身が全て構成されているので、構想案に沿わない部分や考え方などを含めて、委員の皆様から質問や意見など、自由に出していただけたらと思うが、いかがか。

委員 結局、年間に約5万人使っているが、その人たちはどういうふうに対応するかということと、2つ目は、台風災害でこの5施設はどのような影響があったのか。ほとんど海、沼、川なので、その辺のことを教えていただきたい。

事務局 1つ目の点だが、5施設利用している方々が4施設になった場合でもピーク時の宿泊人員はカバーできるので、その点では、5施設から4施設になった段階で、今まで東金青年の家を使用していた人たちにほかの施設を紹介していくということは可能であると考えている。

2つ目の質問は、各施設、雨漏りだとか、また、施設の中でも窓ガラスが割れた、フェンスが壊れたといったような被害等々があった。現在、その修繕には、まず、やれるところはすぐにやった。また、そのほか、予算が必要なところについては、予算要求して今後修繕を行っていくということで予定している。

委員 特に大きな被害を受けて、壊れて流されてしまったということはないのか。

事務局 施設が使用できなくなるほどの大きな被害というものはなかった。

議長 教育委員会所管の施設というのはいろんな被害を被ったところがあるが、この施設についてはなかったということでしょうか。

資料2の内容についても結構なので、ほかに、いかがか。

委員 今までの県立青少年教育施設の変遷を見ると、最大時、9施設あったものが5施設になる。そして、さらに今回は4施設へと縮小していく案で提案されたわけだが、国内の他県のこういった県立教育施設の設置状況を参考に少し教えていただければありがたい。

事務局 再編構想（案）、冊子の22ページをご覧いただきたい。そちらに他県の状況を一覧で載せてある。こちらの資料については、平成29年7月現在としてつくってある。一番多い福岡県は7施設となっているが、平成30年の10月に3施設を廃止しているので、現在4施設となっている。

その一覧表に挙げてあるように、全国的には6施設が最も多いところで、6つの道府県が該当する。千葉県が5施設ということで、これを見ると、千葉県が他県と比較しても、多くの青少年教育施設を保有しているということがいえる。

また、全国的な流れとしては、先ほど福岡県が3施設廃止したと申し上げたが、全国的には減少の傾向にあるといえる。

委員 施設の開設年月日を見ると、東金青年の家は今残っているものとしては非常に古く、廃止されるということだが、具体的に施設として、老朽化以外に何か問題点というのはあるのか。

事務局 東金青年の家だが、今、御指摘あったように、昭和47年の開設ということで建物自体は50年近くが経っている。そういう中で、耐震の改修工事は終えている。終えているというのは、宿泊棟だとか管理棟といったところの耐震の工事は終わっている。体育館などについては、今後、天井等の耐震化は必要であるが、施設としては耐震の大きな改修は終わっているところである。ほかの4施設についても、耐震の工事は終わっているところである。施設としては、東金青年の家は、施設が古くなってきているので、ボイラーだとか、そういったところで手を加えていかなければならないようなところはある。あと、ガス管は老朽化してきているので、今後改修の必要があると考えているところである。

委員 素朴な疑問で1つ思ったのが、学校の種別で見ると高校が多い。高校の利用率が突出して高い。ということは、日帰りで運動のために来られている生徒が多いと考えてよいのか。

事務局 東金青年の家の利用の中では、地元の活用が多いと、先ほどお話しさせていただいたが、特に近隣にある高等学校の部活動での利用が多くなっている。利用者数として数は多いのだが、部活動での利用が多い。そういったこともあって、宿泊は少なく、宿泊稼働率は低い状況にある。

委員 関連するが、平成16年に、東金青年の家だけが非常に古いのに残った。そのあたりの視点みたいなものが何かあったのか。分からなければ結構だが、この表を見ると異常な感じがする。

事務局 その点は、今、資料が手元にない。

委員 私も同じことを考えていて、順調に市に移管している施設がある。ほかのところは、それぞれ有効活用されて、ただ、東金青年の家の場合は、どうもその方向が見つからないということでの結果と考えてよいのか。あるいは、話にあったように、地元といっても、むしろ周辺の高校の部活動として使われていることは、本来の使い方として間違っているわけではない

と思うが、ほかと比べると突出して特色が出ているように見えたので、少し質問したい。

事務局

過去に9施設から5施設に減らした経緯はわからないが、今回の再編にあたり、東金市と協議させていただいたが、東金市のほうからは、市のほうで活用する予定はないという回答を得たところである。

高校の利用についても、やはり部活動の利用が多く、地元が利用しているということにおいては、それ自体は悪いことではないが、県としては、やはり県全体でバランスよく使っていただきたい。県の施設なので、市町村に偏りなく、県内各地から利用いただきたいと考えている。

議長

東金青年の家を残したときに山武、長生、夷隅、それから印旛の一部が、この施設は宿泊学習として、小学校が利用していた。ところが、あの施設の構造からして非常に使いづらいところがあったので鴨川に流れたという傾向がかなり強かったのではないか。そこに地元の高校が部活動の施設として増えた。本来の姿から少し変わってきているというイメージは地元としてはもっていた。

委員

関連して、東金青年の家は、メゾネット方式という宿泊棟の特徴がある。私の地域でも、東金青年の家ができた当初はかなり使わせていただいて利用頻度は高かったが、メゾネット方式というのは吹き抜けの形で2階部分、いわゆる2つのフロアがつながって連動して、そういった面で非常に使い勝手が難しいということで、私どもは圧倒的に水郷小見川少年自然のほうへ移ってしまったというのはある。また、今回、事務局等で提案してくださった森、海、川、沼という自然の特徴の面から見ても、東金はどれに当てはまるかといった場合に非常にインパクトが薄い状況がある。

しかも、建物はかなり老朽化してしまって、先ほどのように、これから利用していくということになると、かなりの投資が求められる。現時点でも8千万強の財政負担がある中で、5施設で4億6千万近い、そういった中にあるということは、やはり県としても、県全体の利用が大きければ、それなりの利潤を求めるものではないことは十分承知しているが、それにしても今の利用状況から考えた場合に、やはり一考する必要は十分な要素があるなど私自身は感じた。

委員

18ページの事業の内容を見ていると、東金は70もの事業数をもって、参加延べ人数もすごく多い。1万2,922人というのを考えると、それだけ努力してきてやっているというのは考えられるが、そのように努力してやっているということに対して、例えば建物が老朽化して、やっているこ

とに何か問題あるというか、危ないということだけなのか。この数字を見るともったいないような気もするが、どうなのか。

議 長 主催事業について、事務局の考えを聞かせていただきたい。

事務局 現在、5施設とも指定管理者が運営している。東金に入っている指定管理者は大変よく頑張っているところである。その頑張りがこの事業数の多さ、また、参加延べ人数の多さに表れているのかなと思う。ただ、施設としては、指定管理者のほうでどうこうできるものでもないところがあるので、確かに御指摘のとおり、こういった事業数の多さというのはあるが、指定管理者が頑張っているものの表れということで捉えていただきたい。

議 長 素直に1万3千人余りの数字というのは、やはりこれぐらいが利用しているということは事実なのか。

事務局 はい。

委 員 利用しているのは学生ということか。高校生なのか。

事務局 これは主催事業なので、高校生に限らず、県の一般の人たちが入っている。

議 長 これは宿泊の事業もあるのか。

事務局 東金青年の家が一番上にある東金学寮は宿泊を伴うものである。そのほかについては、日帰りの事業ということになる。

委 員 確かに18ページを見ると努力が非常によく分かる。ただ、これは主催事業の数だけであって、要は各団体が希望して、ここを利用するというものは、この中には全く含まれてない。あくまでも主催事業なので、トータルすると全体では厳しい状況になってしまうということである。

委 員 今の話は、おそらく東金青年の家の場合、学校以外の団体の比率が高くて、主催事業で人が集まっているという感じで、その主催事業と高校の部活を除くと、実は数はかなり減っているのではないかという気も少しするが、そのあたりの根拠はないのか。つまり、部活というのは予約をして、そのときに使うことができるということは、ある程度数を押さえられているのか。

議 長 事務局、何か資料等があれば、お願いしたい。

委 員 財政面など、いろいろな問題があると、1つの形で縮小していくというのは、県全体の施設の問題からいったら当然あると思うが、説明のところを少し加えておいたほうがよいのではないか。例えば今、高校生の利用が突出していることを見ると、多様な利用形態ということが再編のところに入っていて、そういうことも本来入ってもよいと思うが、ただ、私も全体を見てくると、これは、この家の特性に応じた利用の仕方ということなのか。そうではなくて、体育館ではなくて、運動場があれば、使えるような仕方が本来のあり方ではないということとどこかに何かの形で書くとか、それから、主催事業を大変よくやっているというのは、指定管理がかなり頑張っている。けれども、学校以外がいけないということではないが、そういうものを減らせると、実は見た数よりも少し少ないのではないかと、それが宿泊にも表れているというような説明が一言あったほうが、全体の再編構想の結論は、そこを1つ減らすという方向で、県の財政とか、全体の利用状況をむしろ活性化することだと思うので、何か一言入れられたほうがよいのかと少し思ったので、最後に述べた。

議 長 今の意見はまとめのほうなので、しっかりその方向でやっていただきたい。資料2については、またこの後、いろんな意見が考えられるかと思うので、事務局のほうにぜひ連絡していただければ、次の構想に反映できるのではないかと思う。具体的には年度内を目途に答申という形でまとめていく期限が切られているので、忌憚のない意見を委員の皆様にはお願いして終わりにさせていただく。

事務局 先ほどの高校の話だが、30年度の東金は3万7,081人利用しており、そのうち高校生を引くと2万8,929人ということで、数字的には2万8千人ほどが高校以外で使っている。

委 員 そういう数値を少し入れてみたらどうか。

事務局 団体数のほうでパーセンテージを出させていただければと思う。

議 長 よろしくお願いしたい。

5 議 事（2）子どもの読書部会委員の選出について

【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長

それでは、議事(2)に移らせていただく。

第12期の2月の会議で、千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）策定に向けて部会を設置するということについては、委員の皆様の承認があったと思う。ただ、個々の委員をどうするかについては、委員の再選があったので、ここで運営規則に則り、改めて決めていきたいと思うが、この内容については、たしか会長が示すとなっていたと思う。事務局で案があれば、そのとおりに指名したいと思うが、何かあるか。

事務局

事務局案として、式場委員、田中委員、田村委員、望戸委員の4名の委員にお願いできればと考えている。

なお、本日御欠席の式場委員、望戸委員については、ご本人に部会委員になることについて内諾を得ていることを申し添えさせていただく。

議 長

田中委員、田村委員、よろしいか。本日欠席の式場委員、望戸委員の内諾を得ているということなので、ここにいらっしゃる委員に式場委員、望戸委員を加えて、事務局案の4名ということで指名させていただきたいが、委員の皆さん、よろしいか。

委 員

異議なし。

議 長

では、その4名の方々を指名してということでお願いしたい。

なお、部会には部会長を置くという規定があるので、部会に属する委員の互選で新たに部会長を選んでいただいて、今後開催される部会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。

5 議 事（3）県立博物館・美術館部会委員の選出について

【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長

続いて、議事(3)も今の議事(2)と同様である。県立博物館・美術館部会のほうの委員だが、会議で設置がされたものであり、部会に属すべき委員は同様である。事務局のほうに案があれば示していただきたい。

事務局

県立博物館・美術館部会委員について提案させていただく。

久留島委員、福田委員、二村委員においては前期からの継続として、また、岡部委員については前期の高田委員に代わって、新たに以上の4名の委員を県立博物館・美術館部会委員として推薦する。よろしく願いたい。

議 長 今、提案があった4名の委員の方々をお願いしようと思うが、いかがか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしく願いたい。部会長を選出して、今後の部会を進めていただきたい。

 議事について、ここで終わりにしたいと思うが、よろしいか。

6 報 告（1）千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）案について

【生涯学習審議会の取り扱い】

議 長 では、引き続き、6の報告に移る。

 報告の1番目は、千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）の策定案についてである。

 事務局から説明をいただきたい。

事務局 千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）について報告させていただく。

 まず、資料3の「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）の策定に向けて」をご覧ください。

 国においては、子供の読書活動を推進するため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、この法律に基づき、平成24年に子供の読書活動の推進に関する基本的な計画が策定された。その後、平成20年に第二次、平成25年に第三次、さらに平成30年に第四次計画が策定された。

 千葉県においても、国の策定を受け、千葉県子どもの読書活動推進計画を一次、二次、三次と策定し、関係機関と連携しつつ子供の読書活動の推進を図ってきた。

 この間、ブックスタート事業が県内全市町村で行われるようになるなどの成果が見られるが、市町村の推進計画策定が進まないこと、また、その策定率に地域によって大きな差があることや、発達段階が進むにつれて子供の読書離れが進んでいくなどの課題も見られる。市町村の推進計画が進まない理由としては、図書館がない市町村もあり、読書環境の整備に地域

によって大きく差があることが考えられる。中高生の読書離れについては、子供のスマートフォンの利用率が年々増加傾向にあることや、SNS等、情報収集手段の多様化が進んでいることも原因の1つと考えられる。そこで、国の第四次計画を踏まえるとともに、子供を取り巻く読書環境の変化や現状に鑑み、県においても令和2年3月に第四次計画を策定する予定である。

続いて、資料4をご覧いただきたい。これは第四次計画の概略である。計画は第1章から第4章の4章構成になっており、第1章には計画策定の趣旨や性格を記載している。この計画は、「子どもの読書活動を全県的に推進するための手引き」という性格を持ち、県内に読書活動を推進する上での手引きということを念頭に置いて作成しているところである。

第2章には、第三次計画期間の状況について記載している。大きな成果としては、ブックスタート事業の市町村の実施率が100%になったこと、ブックスタート事業は、乳幼児期の子供やその保護者に対して行うもので、絵本をプレゼントしたり、読み聞かせなどを行ったりしている。市町村ごとにさまざまな工夫をして取り組んでいる。課題としては、全国と同様、市町村の子どもの読書活動推進計画の策定率や中高生の読書への関心の低下などが目立つところである。

第3章には、まず、四次計画の基本理念を挙げた。「すべての子どもたちが、本に親しみながら成長していくための読書活動の推進～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる「読書県『ちば』の推進～」とし、この基本理念を念頭に置き、第三次計画期間における成果と課題を踏まえ、基本方針を示した。「社会全体における子どもの読書への関心を高める取組」の推進と、「読書環境の整備と連携体制の構築」の2つである。第4章には具体的な取組を記載している。

三次計画と大きく変わった点は3つある。1つ目は、家庭、地域、学校等において発達段階アプローチを取り入れたことである。これは国の計画でも求められており、県としても、実態から必要であると考えた。資料5の計画案、13ページをご覧いただきたい。このページから第4章「具体的な取組」が記載されている。家庭で乳幼児期から本に親しむ機会をつくることが大切であること、中高生の読書への関心を高める手だてが必要なことなどから、発達段階別アプローチについて具体例を示して紹介している。

2つ目は、スマートフォンやタブレット端末等の電子情報機器の普及など、情勢の変化への対応を示したことである。こちらは20ページ、21ページをご覧いただきたい。これは、おそらく千葉県が初の取組となる。情報リテラシーの重要性を抑え、情報モラルの充実を図った上で、情報を取得するためのさまざまなツールを子供と本をつなぐ新しいきっかけとして

活用しようと考えた。本の世界は無限大であり、新しいアプローチの仕方によって新たな読書の楽しみ方が期待される。

3つ目は、読書バリアフリーに関する情報を多く入れたことである。このことは、今年6月に施行された視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律も考慮した。23ページから26ページにある。この読書バリアフリーと呼ばれる法律を考慮し、全ての子供たちが読書に親しめるように、関連図書に関する情報を載せてある。ただし、先日行われた読書部会の委員から助言をいただき、読書バリアフリーに関してのページ数が多いので、巻末に移動し、補足資料として掲載する予定である。

資料6は、子どもの読書部会の報告をまとめた資料を掲載した。

最後に、資料7のA3の資料はスケジュールである。12月中旬からパブリックコメントを予定している。その際には、読書部会で意見をいただいたものを反映させて公表する。その後、1月に庁内の作業部会である子どもの読書活動推進委員会、1月下旬の子どもの読書部会、2月の生涯学習審議会を経て、同じく2月に行われる教育委員会会議の議題に挙げる予定である。そこで議決されたら、3月に第四次計画を策定する予定である。

議 長

資料3から資料7まで、いろんな観点から資料が作られているが、資料3で全体の構想を理解していただいて、4では具体的なもの、それをもっと具体的にしたものが資料5の13ページ以降と解釈できるのではないかと思います。これについては、子どもの読書部会のほうでも議論されており、この後もまだ、子どもの読書部会が開かれるということである。委員の皆さんから意見、質問をいただけたらと思うが、いかがか。

私のほうから1つだけ聞いてよいか。第二次のときから、今回も市町村の推進計画の策定率を今までよりも上げて80%という数値目標をつくっているわけである。千葉県の町村の策定率というのは、全国的に多分最下位レベルではないかと思う。ただ、それは最下位でだめというわけではなくて、千葉県独自の状況が、町村の策定にはあるような気がするが、そのあたりのところを、これは県の施策として出すわけなので説明がつくようなものは事務局としてもっていただきたいと思う。多分、20何%は第二次から変わっておらず、今後、上がるとは個人的に思っていない。

例えば、自分の町は図書館がなく、公民館に図書室の小さいのがあって、子供は、1中学1小学校であり、地域に子供がいません。もちろん専門の方も町にはいない。そのような中で市長部局、あるいは教育委員会としても、推進計画、策定の計画になかなか手がつけられない状況が千葉県の町村にはたくさんあると思う。他県もあると思うが、そのあたりの現状は何かつかんでいるところがあるのか。これについては文部科学省も相当調査をして、これまでに原因を発表しているが、もし何かあれば説明していた

だきたい。なければ、次回までに説明できるようにしておいていただければと思うが、何かあるか。

事務局 町村の未策定が残り12ある。来年度からおおむね5カ年の計画なので、1年に2町村ずつ策定すると、おおむね5カ年で10の町村が策定できることを見込んで、市と合わせて80%とした。ただし、同じことを今やっても、今までと策定率は変わらないと思うので、県からのアプローチとほかの地域との連携をしっかりと考えて目標を達成するようにしたいと考えている。

議 長 県の立場があるだろうから、最後に述べた点はよろしくお願ひしたい。これについても、年度中に最終版としてまとめて3月に発表する予定があるのか。

事務局 2月に教育委員会会議で議決後、3月に策定の予定である。

6 報 告（2）地域学校協働活動推進事業について

【社会教育委員会議の取り扱い】

議 長 では、報告(2)に移らせていただく。
地域学校協働活動推進事業ということだが、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料8をご覧いただきたい。昨今、地域、家庭の教育力の低下、学校を取り巻く問題の複雑化、困難化に対して社会総がかりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的、継続的な仕組みが必要不可欠となっている。

こうした社会背景を踏まえ、平成27年12月の中央教育審議会の答申では、今後の地域における学校との協働体制のあり方について、地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進すること。また、その活動を推進する新たな体制として、地域学校協働本部を全国的に整備することなどが提言された。千葉県教育委員会としては、国の補助事業を活用し、学校、家庭、地域が連携・協働し、地域住民などの参画により学校支援や放課後などの教育活動を実施し、地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進する地域学校協働活動推進事業を行っている。本事業は3つの事業から成っている。

1つ目は、地域とともに歩む学校づくり推進支援事業である。ここからは資料9のポンチ絵も見ながらお聞きいただきたい。学校を核とした地域コミュニティの構築を図るため、授業補助や校内の環境整備、地域行事への参画などの地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う活動など、地域学校協働活動を推進することを目的として、地域学校協働活動推進委員会での推進方法の協議、広報活動、そして人材育成を目的とした研修会を年間3期に分け、年12回実施している。

実施主体である市町村においては、域内の地域学校協働活動の運営方法などを検討する運営委員会の設置・開催、そして学校と地域との連絡調整を行う地域コーディネーターの配置、学校に対するさまざまな協力活動を行う地域学校協働本部の設置、放課後などに中学生を対象とした地域人材による学習指導を行う地域未来塾を実施している。

2つ目は、放課後子供教室推進事業である。本事業では、共働き家庭などのいわゆる小1の壁打破を目指し、児童が放課後などを安全、安心に過ごすことができる居場所整備を進めるとともに、放課後や週末などに小学校の余暇教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動など、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進している。また、留守家庭の児童などを対象とする放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブとの一体型を中心とした計画的な整備を推進している。県は放課後対策事業として、総合的な在り方の検討、協議、広報活動、人材育成を目的とした研修会を実施している。実施主体である市町村においては、域内の放課後子供教室の運営方法などを検討する運営委員会や、福祉部局主管の放課後児童クラブ（学童）との一体的な取り組みを協議する協議会を設置するとともに、活動プログラムの企画などを行う地域コーディネーターを配置し、放課後子供教室を実施、運営している。

最後、3つ目は、県立学校における地域学校協働活動の推進である。ここは資料10も併せて見ていただきたい。県立学校における地域学校協働活動の実施である。県立学校においての地域学校協働活動は、地域住民や保護者などを委員とした開かれた学校づくり委員会の機能を強化することで活性化するものと考えている。そこで、開かれた学校づくり委員会設置要綱を改正し、令和2年度から、各校の開かれた学校づくり委員会に地域人材や企業などの調整役となる地域コーディネーターを配置するとともに、所掌事項に地域学校協働活動の企画及び運営を明記した。これにより、学校の教育活動に必要な支援または生徒による地域貢献活動といった地域学校協働活動の充実を図っていきたいと考えている。

議長

ただいまの説明について質問、意見があれば受けたい。

委員 今の話を聞いていると、社会教育委員も同じような働きなのかなと思っ
ているが、あえて地域学校協働本部というものをつくるというのは、社会
教育委員の人たちが働いているものと、社会教育委員の人たちも地域と連
携しなくてはいけない、地域と学校という全体を考えてやっている地域が
すごく多いのだが、あえてこのようにしたというのはどういうことだった
のか。子供たちを思ってやっていることだが、内容としては、そんなに社
会教育委員の内容と変わらないという気がしているのだが。

議長 以前は、学校支援地域本部の名称であったと思うが、今の質問について、
何かあるか。

事務局 平成28年度までは、学校支援地域本部という名称で推進していたもので
ある。地域学校協働本部とは、従来の学校支援地域本部の活動を基盤とし
て、幅広い地域住民の参画により、地域による学校支援、あるいは学校か
ら地域に向けての地域貢献活動といった地域学校協働活動を推進する体
制である。

委員 そういう中で、高校に集中しているというのはわかるが、人材育成とか、
一緒に社会教育委員も含めて考えられないのか。子供たちのために、今、
学童や本の読み聞かせとか、いろんなこともやっていて、それこそ努力さ
れている方たちがいる中で、私もこの間、社会教育委員として全国大会と
かに出させていただいたので、いろいろと聞いているが、人材がなかなか
来ない、いないということですごく困っているというところで、一緒に協
力して、そういうふう立ち上げていくほうが、私は見えても、地域全
体でということであれば、やはり社会教育と手を組んでやっていくべきだ
と思う。

事務局 資料の9番に青い丸があり、ここには地域学校協働本部に関わることが
想定される各種人材、団体等が記されている。社会教育委員は真ん中の社
会教育施設・団体ということで、子ども会の役員とか青少年相談員、社会
教育委員も地域学校協働本部に関わっていただくということが十分に想
定されており、そうした市町村もあると聞いている。先ほど話しました各
市町村においても、地域学校協働活動の運営の仕方、今後の在り方につ
いて協議をする場がある。運営委員会というものがあるので、そちらで社
会教育委員のお知恵を借りながら運営しているというところも話を聞いて
いるので、そうした市町村を是非とも増やしていきたいと考えている。

委員 そういう努力している地域とか、いろいろと団体がある中で、やはりそ

れをうまくやっけていかないと分裂してしまうというか、そういうふうにならないように努力していただきたいと思う。地元の人材が不足しているというのを聞いているので、是非そこをうまくやっけてもらえれば、地域全体のためにもやっけていることは一緒なので、その辺をよく考えて、分裂しないようにうまくやっけていただければと思う。

議 長 意見として、事務局お願いしたい。

事務局 人材育成ということで、冒頭お話ししたように、人材育成の研修講座を年間12回開催している。市町村によっては、地域コーディネーターとかボランティアに関われる地域人材が少ないという声が上がっている。講座をベーシック編とアドバンス編に分け、その経験に応じた話題やニーズに合わせた研修内容に変えて、人材の開発と育成に向けて生涯学習課としても取り組んでいるところである。

議 長 全く新しいことではなくて、今までやっけてることとかなり重複している。学校運営協議会は、千葉県の県立高校は進んでいるほうだと思う。市川市のように全校というところも出てきているし、それから放課後子供教室もかなりやっけているわけなので、そのあたりのところで情報を流してくれると我々は理解しやすいかなと思うので、何か機会があったらお願いしたい。

委 員 これ以上、学校の先生に負担をかけたくないということで、学校の先生の主体性というか、関わり方というところで、例えば何かの形で見ていったほうがよいかなと思う。これはイベントとかボランティア活動しかないのか。私は地域社会について研究しているので、地域人材というのは、地域で人が育たなくなっている理由がどこにあるのかというところを考えている。

1つは、昔は30年前から40年前という、学校の先生たちは地域で知的なリーダーシップをとっておられて、共同学習とか、そういうのも全部やっけておられたりしたことがあった時期が5年で変わったりとか、3年で変わってからは、だんだん駄目になっているかもしれない。

それから、学校教育の中で、先生たちが地域で地域のことを学ぶという機会がなかなかないということもあって、だけれども、その先生たちのアクティブな活動と地域学校協働本部というのが連携しないとおそらく難しく、それは学校の先生に対する、もう少し部活をやらせたいということを含めた問題かもしれないが、そういうこともちょっと考慮しないと、結局、地域人材というのは黙っていても育たないし、社会教育委員は相当

一生懸命やっておられるのかなと思う。先生の顔が見えないと地域は動かないのではないかなという感じなので、そのあたり、何か少し工夫したほうがよいのかなと思っている。

委員 会長が言ったように、地域のコーディネーターを育成すると言っていたが、それはどこにいつてしまったのか。当初はやっていたが、私の方で、意見を言ったことがある。身分保障とか、フィーとか、いろんな縛りはどうなっているのだという話をしたことがあるのだが、3年か4年前にコーディネーターを育成しながら育てていくということがあったが、どこにいつたのか。会社をやめて、習志野の方なのだが、習志野のOBの勉強会へ行って、いろんなことをやっている者が周りに多くいるのだが、結構、時間を暇にしているので、そういう人間を使ったらという意見を言ったことがある。そのときの社会教育コーディネーターという意見も集約して、ここで少し話したが、その組織はどこにいつてしまったのか。地域で活動するコーディネーターの育成という、身分保障的なものがないと、なかなか難しいのではないかと話をしたことがある。

議長 委員が話されたことについて、わかっているか。

事務局 申し訳ないが承知していない。当時の議事録を確認したい。

委員 おそらく資料があると思う。そこで私が言ったのは、たまたま地元で友達が習志野市の社会教育のところの勉強に行って、いろんなことをやっているのだから時間がある。そういう人たちが結構いるのだが、その人たちを活用した方法があるのではないかと、その人たちの身分保障とか、そういったものがないと、なかなか形にならないのではないかと、意見として言ったことがある。

事務局 全くの無償のボランティアではなく、多くの市町村で有償ボランティアという形で、身分まではいかないが、対価として、謝金を支払いできているような仕組みも整ってきている。県としても、限られた予算であるが、17市町において、国庫補助事業を活用した補助を行っている。

国の流れとしては、地域コーディネーターが社会教育法の第9条で、地域学校協働活動推進員として委嘱することができるというように、できる規定になっている。千葉県においても、7市町において教育委員会から委嘱を行い、地域コーディネーターが地域学校協働活動推進員として活動しているというところもあるので、そうした事例のほうも周知していきたい。

委員 質問は、当時のコーディネーターはどこかに行ったのか。当時、そういうことを県のほうでやっていたのだが。

事務局 議事録を確認し、次回の審議会までに回答できるようにしておく。

議長 生涯学習に係るコーディネートというのは、今までいろんな形が出ている。これらはどうなっているのか、整理していただかないと全くわからなくなっているのでは、よろしくお願ひしたい。

議長 ほかに、いかがか。では、報告(2)はよろしいか。
ちなみに先ほど進行の方、報告(2)の扱いは聞かなかったような気がするが、(1)は生涯審と言ったが、これは社会教育委員会議のほうなのか、生涯審なのか。

事務局 社会教育委員会議の扱いである。

6 報告(3) その他

議長 その他、報告は事務局からあるか。

事務局 事務局からは特にない。

議長 委員の皆様、何かあるか。
では、報告(3)その他に移りたい。一番上に千葉県社会教育委員連絡協議会理事、これは2名選出となっていると思うが、事務局から説明をお願ひしたい。

事務局 千葉県社会教育委員連絡協議会理事の選出の進め方について、説明と提案をさせていただきます。

資料の7ページをご覧ください。千葉県社会教育委員連絡協議会は、県社会教育委員と県内市町村の社会教育委員の連絡、提携を強化し、その活動の充実を図り、それにより、本県の社会教育の進展に寄与することを目的として昭和38年に結成されており、会員の研修や情報交換等を主な活動としている。

この会の理事には、会則6条の3に規定されているとおり、県社会教育委員から2名となっている。理事の職務は、理事会、代議員会、社会教育

振興大会に出席していただいている。理事会は年間3～4回程度、代議員会、社会教育振興大会は年1回の開催となっている。来年度は全国大会と関東甲信越静大会は新潟県長岡市で開催される予定である。

さて、委員については、任期が新たになったので、改めて2名の理事を選出したいと思うが、いかがか。

議 長 何か案はあるか。

事務局 1名については前期に引き続き田村委員に、もう1名は式場委員にお願いできればと考えている。よろしいか。

委 員 異議なし。

議 長 これで、議事、報告を終了し、会長の任を解かせていただく。

7 諸 連 絡

8 閉 会